

第一報告 芳賀京子（東京大学准教授）

「前5世紀のギリシアにおける詩人肖像の奉納」

肖像性の有無にかかわらず、特定の人物を表した独立像を「肖像」とするならば（ここでは浮彫や絵画は除く）、アテネのみならずギリシアの肖像における重要な変化が、民主政樹立直後にアテネのアゴラに建てられた《僭主殺害者群像》と、顕彰肖像の嚆矢となる《コノンの肖像》のあいだにあたる、前5世紀に起こったようだ。この間に建立されたことが確認される肖像は、アテネのみならず、ギリシア全体を見渡してもそれほど多くない。像主は競技祭優勝者、将軍、詩人の像にほぼ限定され、競技祭優勝者を除けばおおむね死後肖像である。英雄崇拝に近いような扱いを受けた者も多く認められる。本発表では、前5世紀につくられた肖像のなかで、ローマ時代のコピーが比較的良好に残っている詩人の肖像に着目し、それらの建立の経緯について検討する。特に、詩人アナクレオンの肖像については、前5世紀におけるギリシアの肖像の転換点として考えてみることにしたい。

第二報告 内川勇海（東京大学大学院）

「アルカイック期以来の訴訟手続の発展と、アテナイ訴訟制度における *dike phonou* の再定位」

通説的な理解では、アテナイにおいて殺人は個人間の私的な問題であった。その根拠は、殺人は *dike phonou* = 私訴(*dike*)で裁かれること、および私訴は個人間の私的な問題を扱う訴訟手続=私的訴訟(*dikai idiai*)であることである。本報告では、これらの根拠を問い直すことで、殺人訴訟をアテナイ訴訟制度の中に再定位する。

分析の結果以下の諸点が示される。

- ① *dike phonou* の *dike* とは「訴訟」という意味であり、*dike phonou* はいわゆる私訴/公訴(*graphe*)の分類には当てはまらない独自の訴訟手続である。
- ② *dike phonou* は特殊な訴訟手続であると同時に、私訴/公訴双方の特徴も併せ持つ。これは *dike phonou* を含む古い訴訟手続から、ソロン以後の公私の様々な訴訟手続が

成立したとみるべきである。

③手続上の分類である私訴/公訴と、事件の性質による分類である私的訴訟/公的訴訟 (*dikai demosiai*) は必ずしも重ならない。

④殺人訴訟は個人間の私的な問題であると同時に、一族同士の対立や、ポリスの公の利害にも関わる社会的な事象である。

### 第三報告 杉本陽奈子（日本学術振興会特別研究員 PD）

#### 「前 4 世紀アテナイの海上交易活動における奴隷の役割」

古典期アテナイには多くの海上交易商人たちが集まってきており、彼らの活動を支える司法制度も整備されていた。ただし、商人の多くは非市民であったことをふまえるならば、こうした制度がいかにして円滑に運用可能であったのかを説明する必要がある。このような問題意識のもと、本報告では情報提供者としての奴隷の役割について考察する。アテナイの司法制度では奴隷は証言を行うことができず、拷問下での供述のみが証拠として認められていた。それゆえ係争当事者たちはしばしば奴隷の拷問を提案したことが知られているが、海上交易活動に関してはこうした拷問の提案事例を確認することができない。このことは、海上交易の性質と何か関係があるのであろうか。また、拷問が提案されなかったならば、海上交易では奴隷からの情報提供を得ることができなかつたのであろうか。本報告では海上交易以外の文脈との比較検討をとおして、これらの点について考察を加える。